

死亡野鳥等に関する情報提供について

沖縄県では、11月に秋田県、鹿児島県及び鳥取県において野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、高病原性鳥インフルエンザの監視をしています。

調査対象種の死亡や衰弱に関する情報がありましたら、提供をお願いいたします。

※調査対象種等については、下記(沖縄県HP)をご確認ください。

沖縄県HP(死亡した野鳥を見つけた場合)

http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/sibou_yatyou_mituketabai.html

○野鳥は様々な原因で死亡します

野生の鳥は、えさがとれず衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。

野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

○鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

連絡先： 沖縄県自然保護課 TEL098-866-2243

石垣市環境課 TEL0980-82-1285

※土日、祝祭日等 TEL090-1513-4525 (県自然保護課公用携帯電話)